

Q6-3 雇用契約書作成上の留意点について

台湾では労働基準法上、書面にて労働契約を作成しなくてはならないという規定はありませんが、実務上、外資系企業においては、労使間の権利義務関係を明確にするために、書面によって契約書を作成する企業が大部分を占めるといえます。労働契約には次の事項を定める必要があります(労働基準法施行細則第7条)。

1. 就業場所および従事すべき業務
2. 始業および終業時刻、休憩時間、休暇、祝祭日、休暇申請方法並びに交替制をとる場合の交替に関する事項
3. 賃金に関する調整、計算、精算、支給日および支給方法
4. 労働契約の締結、解除および退職
5. 解雇手当、退職金、その他の手当および賞与
6. 労働者が負担すべき食費、宿泊費および作業用品
7. 安全衛生
8. 労働者の教育および訓練
9. 福利厚生
10. 災害補償および一般傷病補償
11. 遵守しなければならない規律
12. 賞罰
13. その他労使の権利義務